

著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名
所属
住所
電話番号
見意
下記のとおり

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限】

文化庁官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: (会社名・学校名等又は職業) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (37) について

(37) を支持します。欧米で大好評の「iTunes Music Store」を日本でも早く始めて欲しいからです。

(39) について、方向性は悪くないと思いますが、社内コピー問題の振幹は、企業内コピーについては一律に著作権法第30条1項の適用を受けないと解する多数説及び下級審裁判例にあります。30条1項の文言自体は、企業内コピーを排除していないし、作成した複製物を営利活動に用いることをも排除していないのに、「家庭内その他これに準ずる範囲内において」というふうに「家庭内」という文言が用いられているのを過度に重視して「だから企業内コピーには適用がないのだ」と曲解されているのが現状です。このような誤解をなくすために著作権法第30条第1項の該当部分を「限定的かつ閉鎖的範囲内において」と変更することによって、企業内コピーであっても、一定の場合に、著作権法第30条1項が適用されるのだと明示し、現実の社会では普通に行われていることを違法とすることができます。

(40) は附則第5条の2を廃止せよというものです。その理由としては、学術著作権センターなどの集中処理機関が整備されてきたことをあげていますが、書籍や雑誌に掲載された文章の著作権については、集中処理機関の網羅性には未だ不十分などころがあり(権利集中機関を社団法人化したからといって、網羅性を達成できるわけではありません)、著作物あたりの想定許諾料収入が低いこと、集中処理する権利が限定的であること、著作権者の数が多いこと等を考えると、集中処理機関に権利を付託するメリットが書籍・雑誌等の文章については低いので、網羅性が飛躍的に向上することは見込めないと思います。)、現段階で附則第5条の2を廃止した場合、複製をしたくとも、許諾を受けるに受けられないという事態が生じてしまう虞が高いといえます。したがって、現時点で附則第5条の2を廃止するのは時期尚早です。

(41) は、著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというものです。しかし、子供から頼まれてビデオの録画ボタンを押してしまった母親を著作権法違反(複製権侵害)で逮捕起訴して懲役刑を科すことを法的に可能とせよというのがまともな人間の考えることとは思えません。よって、私は(41)には反対します。

(42) については、「著作権者の利益を不当に害することとなる複製」か否かという点は、著作権法を得意とする法律実務家の目から見ても非常に難しい問題です。「著作権者の利益を不当に害しない利用」一般を個別的情形規定たるフェアユース規定に用いるのはともかくとして、定型的な免責規定である著作権法30条1項にこのような抽象的な規定を設けることには反対です(そもそも、30条1項は、閉鎖的かつ限定的な範囲でのみ使用されることを目的とする複製のみを対象とした規定であり、著作権者の利益を侵害する度合いが軽微なものであり、それはデジタル技術が普及しても何ら変わるところはありません。著作権法は消費者に無駄を強制することによる需要の創出を「正当な利益」に含めないのです。)。

(43) については、「知りながら」という文言が未必の故意を含んだり、大量の情報の中の一部に著作権を侵害して送信可能化されているものがあることを知っている場合を含む場合には、ウェブブラウザ等を用いたネットサーフィンなど、いつでも逮捕起訴され場合によつては懲役刑を受ける覚悟がなければできなくなります。例えば、電子掲示板等を開設していると、新聞等の記事を引用の要件の範囲を超えて複製した投稿が書き込まれることがありますから、未必の故意でも著作権侵害罪が成立するということになると、自分が開設する電子掲示板を閲覧することも危なくてできなくなってしまいます。また、未必の改善は含まれないとしても、他の電子掲示板を開設した際に、著作権侵害となるような投稿が書き込まれているのを見つてしまつた場合、再びその掲示板を開設すると、著作権侵害罪に問われる可能性が出てきます。したがって、私は、インターネット文化を破壊する効果をもつ(43)には反対します。

(44) については、著作権法第2条1項20号が「著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるもの」という要件を設けたのは、規制対象の明確化を図ったものです。技術的保護手段の回避を専らその機能とする装置等の公衆への譲渡等や、業として公衆からの求めに応じて技術的保護

手段の回避を行う行為が刑事罰の対象とされている以上、罪刑法定主義の観点からも、規制対象たる「技術的保護手段」を明確に規定する定義が必要です。また、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見をみると現行法では特定の「プログラム」に反応する信号は保護されないかのように見えますが、特定の信号に反応する「プログラム」が組み込まれたコンピュータはここでの「機器」にあたると解されており、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見は前提を間違えています。また、技術的保護手段の定義を（44）の求めるように改正した場合には、「回避」等の定義も変更せざるを得ず、例えば、パソコンのOSのCDドライブを制御する部分において、エラー情報を訂正し、CD等の表面に細かい傷がついていたとしてもCDドライブが異常動作しないような機能を組み込んだ場合に、これが造作とされる虞もあります（一部のコード会社が採用したCDS-200方式のコピー制御技術は正に、CDにエラー情報を混入してパソコンのCDドライブに異常動作を行わせることによってパソコンを使つたコピーを制御しようというものだったので、あなたが杞憂ではありません。）。

今後コピー・プロジェクトは進化、多様化することはあろうかとは思いますが、それに対しては、ソフトメーカーと機器メーカーと消費者団体とが協議をして、法的に保護するに値するということについて意見を見たコピー・プロジェクトについて、それが「技術的保護手段」の定義に合致するようにその都度法改正をすれば足り、また、罪刑法定主義の観点からはそのような手続きを踏むことが望ましいと言えます。したがって、私は（44）の意見に反対します。

また、社団法人日本映像ソフト協会は、DeCSSを著作権法により規制するため法改正を望んでいるようです。しかし、DeCSSは、必ずしも商業的に配布されているわけではないOS（例えば、Linux等）を用いてコンピュータを稼働させている者が、正規に購入したDVDソフトをそのコンピュータを用いて再生するため開発されたという側面もあり、これをDVDを複製するためのソフトと安易に位置づけてこれを禁止するような立法を行うことは大いに疑問があります（なお、DVDソフトには、CGMS等のコピー制御技術が用いられており、これは著作権法上の技術的保護手段にあたるので、DeCSS等を違法化しなくとも、コピー制御することに問題はないはずです。）。

（46）及び（47）は私的録音録画補償金の問題です。現在の私的録音録画補償金は、（ア）著作権の付いた音楽やテレビ番組等の録音・録画に対象機器を用いないとともに権利者団体へ間接的に上納金を納めさせられる一方、（イ）私的録音録画補償金の対象となる機器を購入して権利者団体へ間接的に上納金を納めたからといって、多數説によれば企業内コピー等が適法にならないという問題があります。（ア）の問題（すなわち、私的録音録画に用いないのに補償金を上納せられる）は、汎用機器を録音録画補償金の対象に含めることによりさらに拡大します（例えば、データ用CD-Rの主要な用途は、特にオフィシャルユースに関しています）。一方で、データ用CD-Rの主要な用途は、特にオフィシャルユースに関しています。なおも自分たちで作成した巨大なファイルの受け渡しです。最近はフロッピードライブのないパソコンが増えたのと、セキュリティの関係で添付ファイル付きのメールをはじくところが増えたので、このような用途でCD-Rを使用する機会が増えています）。また、（イ）の問題があるため、録音録画補償金の対象となる機器を企業ユースで購入した場合には、まさに「お金は上納せられるは、複製は禁止されるは」で典型的な「やらずばつたり」と状態に陥ります。このような「ハイコスト・ノーリターン」の強制を汎用機器にまで拡張されるのではなく、権利者団体と機器購入者との間の利益バランスが権利者団体側に傾きすぎているといわざるを得ません。

したがって、私は（46）（47）には反対です。また、仮に企業内コピーには著作権法第30条第1項が適用されないとするならば、企業が私的録音録画補償金の対象となる機器を購入した場合は、補償金の上乗せ分を店頭で返還することを義務づけだと思います。

（49）は、技術的保護手段がとられているレコード等については私的録音録画金の分配を受けられないようにするなどの抜本的な改正を求めるものです。複製を技術的に規制しておきながら私的複製に対する補償金をもらうというのはある種詐欺的であるとすら言えますから、当該機器を用いての複製が技術的に制限されているコンテンツの権利者には補償金が分配されないような制度が必要だと思います。

（50）は、スキャナ等についてもデジタル複写補償金制度を導入せよというものです。しかし、出版物のデジタル複製に用いるという用法はスキャナ等の主たる用途とは言い難いのが現状です（例えば、法律事務所であれば、相手方の準備

容面をスキャンし、OCRソフトを利用してテキストデータに変換し、反論の準備容面を作成する作業を容易にするという用途が主流でしょう。）。それなのに、なぜ出版社団体がスキャナ等に関して補償金を配分せよと要求できるのか私には理解できません。したがって、（50）の意見について私は反対します。

（57）は、商業目的の「調査研究」を目的として文献の複製を求める者に対して図書館等はこれに応じるなどするものです。
しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されています。そのため、そのような貴重な文献は往々にして「貸出禁止」扱いにされていることが多いようです。すると、貴重な文献の必要な部分の写しを手元に置いて「調査研究」を行なうことが企業等には許されないということになり、我おいて、企業が商業目的で行なう「調査研究」の質は大いに低下することが予想されます。

商業目的のあれ、質の高い調査研究が行われ、これが公表されることは、我が国の文化的な発展に大いに寄与するものであることを阻害するような法改正というのは、我が国の文化的な発展に寄与するという著作権法の実質的目的に反するものであるといえます。したがって、私は（57）の意見には反対します。

（58）は、図書館における複製は、複製物を図書館内の利用者に交付できる場合に限定せよとするものです。

しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されています。そのため、そのような文献の中には、ごく少数の図書館にしか収蔵されていないものが少なからずあります。専門的研究のためには先行論文等に引用されている当該文献等を入手しなければならないことも少なからずあるわけですが、その場合に、当該文献を所蔵している図書館まで出向かなければならぬことになるとすると、研究者の時間と交通費を無駄に浪費されることになりますし、場合によっては、予算等との関係で当該研究を断念せざるを得なくなる場合すら生じます。

また、そのような希少本以外についても、研究者に図書館に出向く時間と費用を浪費させることだけを目的とする法改正を行なうことが、我が国の文化的な発展に寄与するものとは思えません。

したがって、私は（58）の意見には反対します。

（61）は、図書館における複製に対し補償金制度を設けよというものです。
国も地方公共団体も財政難で、図書館にかけられる予算が大幅に増加することに期待できない現在、利用者のための複製に対して補償金を支払えと言うことになれば、多くの地方公共団体で図書館を廃止するか、文献複製サービスを中断せざるを得ない事態を招きかねません。また、図書館等において利用者に対し補償金相当額を複写料として上乗せすると言うことになれば、一部の富裕層以外は、必要な文献を入手してこれを読み込んで特定の研究を行うことが困難になるとも予想されます。

既に刊行されている書籍・論文等の著者が多くが、必要な参考文献等を図書館等で複製して使用しておきながら、未来の研究者に対しては金を支払えというのでは、あたかも天につけば吐くようなものです。

私は、（61）のような、我が国の文化的な発展を阻害する方向での改革には反対します。

（77）は、要するに図書館等で映画等が無償で上映されるのはけしからんから禁止しろというものです。

しかし、著作権法の実質的目的是「文化の発展に寄与すること」であって、著作権等の権利の保護を図ることはそのための手段にすぎません。そして、一部の富裕層だけが著作物を享受でき、そうでない階層に生まれた者は著作物を享受できないというのでは、新・貴族文化の発展に寄与することはできません。全国民を巻き込んだ文化の発展には寄与することができません。著作権法は、著作権法による保護の成果として多様な著作物が輩出した恩恵をあまねく国民が受けられるように、図書館等において非営利かつ無償で著作物を公衆に提示することくらいは大目に見よとすべての著作権者に求めているのであり、「映画の著作物」の著作者だけが「金を払えない貧乏人の目には自分たちの作品を触らせたくない」と文句をたれるのは大入げないとしてか言いようがありません。このような文化的な扱い手としての社会的責任に無自覚な映画産業のエゴが露する（77）の意見に私は反対します。

（78）は、「営利目的」とする場合というのを制限的に規定せよというものです。私も、当該著作物の利用行為が広告料收入や入場料收入、飲食物等の販売収入等の収入を得て利益を上げることを目的とする場合に限られるべきだと考えており、例えば、家電量販店等において商品たるテレビ受信機の性能を消費者に見せるために、店頭でテレビ番組を受信し表示した状態でテレビ受信機を陳列するような場合を違法行為とするのはおかしいと思います。したがって、私は（78）の意見に賛成します。

（80）（81）は、方向性は悪くないと思いますが、営利目的の定義を明確

化、限定化することによって対処するのが筋だと思います。

(92) (93) (96)については、方向性は正しいと思いますが、条項案はスマートではないように思います。また、今日、多くの辞書・データベースソフトがCD-ROMやDVDなどで提供されていますが、通常のコンピュータはCD/DVDドライブが一つしかないので、複数の辞書・データベースソフトを同時に起動させることは、これらの中の内容をパソコンのハードディスクにコピーすることが必要となります。ですが、著作権法第30条1項をパーソナルユースに限定する多数説の見解に従うと、これを正当化する規定は現行法にはないということになります。また、企画限り、これを正規化する規定は現行法にはないことがあります。また、企業においては、ソフトウェアを含めて購入代金をリース形式で調達する場合があるからあります。ですが、その場合には著作権法第47条の2の適用を受けられないと危険があります。文理解釈するとどうなります。）、実際の運用と法律が乖離してしまう危険があります。

これらの諸点を解決するためには、著作権法第47条の2を次のように改正するといよいではないかと思います。

(プログラム等の著作物の複製物の所有者による複製等)
第四十七条の二 プログラム等の著作物の複製物の正権原のある所持人は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために有益と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百三十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

(98) は、同一性保持権侵害となる著作物の改変を「著作者の名誉又は声望を害する」ものに限定しようというものです。これにより、著作物の利用者の権限が国際標準に近づくとともに、実演家人格権としての同一性保持権に関する著作権法90条の3とも平仄がとれることになります。したがって、私は(93)に賛成します。

(99) は、改変された著作物が公衆に提示又は提供されない場合には同一性保持権侵害とはしないこととせよというものです。改変された著作物は、それが当該著作者のものとして公衆に提示又は提供されればこそ著作者の社会的評価に影響を及ぼすことができるが故に、それが公衆に提示又は提供されない限りは、著作者の人格的価値をいささか損なつていいわけですから、この段階では、著作者一人の性格的価値とはしないといふのは理にかなっています。

(101) は、要するに「楽譜」については著作権法上特別扱いせよというも

のです。しかし、一般家庭にもピアノやギターなどの楽器が普及し、これを家庭内やあるいは友達や恋人を呼んで演奏するなどで気軽に弾き語りができるようシンブルにアレンジされた楽譜集が市販されておりまして、このようにうなうな楽譜集を購入した者が実際に練習して演奏するという風に、この譜面のみをコピーして用いるといふのは、非常に自然な行動です（分厚い冊子のままでは、演奏中に勝手にめくれないようにするのには大変です。）。（01）は、こういう市井の音楽愛好家の行動の合理的な行動を「犯罪行為」と位置づけようとするものであつて、どうして成ることはできません。また、（01）に示された改正を行つと、学校の音楽の時間において、ある待定の楽曲を生徒たちに演奏させたためには、当該楽曲が収録されている一冊丸ごと生徒たちに購入させなければならぬことになりますのであるう）を規定したことによっては文部省の検定を通った音楽の教科書に掲載が、そうすると教育現場においては文部省の検定を通った音楽の教科書に掲載されない楽曲を生徒たちに演奏させることは断念せざるを得なくなることが想されます。そのようなことが、我が国の文化的な発展に寄与しないことは明らかです。

(104)については、このような改正を行うと、親光地に設置されている銅像などとともに撮った写真を用いて年賀状等を作成し、友人知人等に送付する行為が犯罪とされる虞がありますが、それがよいことだとは思えません。原作品が屋外に恒常に設置されている美術の著作物については、それが公衆の目に触れるることを拒むことがありますから、そのような規制をする必要はないといいます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41)及び(46)について

(41)(46)とも、反対です。

利益の確保ばかりで、文化を拡げようという広い視点が欠けています。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

この度、著作権法改正要望事項（4）<著作権等の制限>の内、（4-2）<私的録音録画補償金>につきまして、ご意見を送付させて頂きますので、よろしくお願いいたします。

TEL: [REDACTED]

(職業: [REDACTED])

<以下意見>

この度演奏家権利処理合同機構 Music People's Nestより、著作権法第30条2項および関連する規定について、見直しを求める要望が提出されています。この要望では私的録音保証金の「媒体」「機器」の規定を廃止し、私的複製を全て保証金の対象にする旨要望が出されている。
私的複製に対し全て課金の対象とすることにより消費者の私的複製の機会は現在より大幅に減少することが予想されますが、これは実質上現在消費者に認められた私的複製の権利を侵害するものと考えられます。個人的には現行の著作権法の適用にて充分権利者保護の役割は果たされていると思います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を提出いたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (53) 及び (89) について

(53) 第31条により著作者等の複製権が制限される施設を拡大する。
「著作権の制限に病院図書館における複製を追加すること」

(89) 医療機関における複製に著作者等の権利を追加すること。
「著作権の制限に医療機関における複製を追加すること」

私は大学の医学図書館に勤務しております。
学術雑誌が電子化されたことに伴い、著作権問題が議論されています。
とくに病院図書館での著作権の扱いが、現法上では保護の対象外になってしまっていることから、
病院での学術資料の利用におおきな障害が起きてています。

学術資料の著作権を、商行為が目的で作られた著作物と同じ法律で扱うことでの矛盾は起きていないでしょうか？

海外では、学術情報の多くが税金を活用していることから、国民に対して無料で利用できるようにするべきとする政府レベルの検討が

学術情報は、国民の資産です。
ぜひその様な視点から、学術情報に関する著作権の扱いについて、

利用者を含めたご検討をお願いいたします。
病院勤務者が著作した学術情報が、診療の現場で自由に利用できないということは本末転倒です。そのようなことがないよう、意見(53) (89)について、対応を希望します。

賛成項目 (51) ~ (56) 図書館に関する制限
(86) ~ (89) 医療に関する制限

尚、この発言は個人の見解であり、所属機関を代表するものではありません。

以上

[REDACTED]
[REDACTED]
Phone : [REDACTED]
Fax : [REDACTED]
Mail : [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.eeo.jp
CC:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限・関連】

【カテゴリ】

4. 著作権等の制限

- 「私的複用」のための複製に関する制限（技術的保護手段に係る事項を含む。）
(42) 私的複製に対する著作権等の制限について「著作者の正当な利益を不當に害する場合」を除く。
(43) 私的複製に対する著作権等の制限について「権利侵害物であることを知りながら行う場合」を除く。

【竟見】

「意見」インターネットの普及、WinMX、Winny等のP2Pファイル交換ソフトウェアの登場により、従来と比較して大規模な、著作者の正当な権利への不当な侵害が問題になつております。

問題になつております。他人の著作物をこうしたソフトウェアによって無許諾でアップロードすることは「公衆送信権の侵害」に当たりますが、ダウンロードすることは「私的の使用のための複製」として「著作権の制限」の範囲であるという説が巷間では有力です。

しかし、こうしたP2Pソフトウェアの使用者の大部分は、自分がダウンロードしようとすると著作物が無許諾でアップロードされたものと承知の上で、自らの主張の意志をもってダウンロードによる複製をおこなっており、これは信義原則に反する行為であると考えられます。

第三十条では、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」は私的使用的ための複製には当たらないことに、なっていますが、P2Pソフトウェア、またWebページからのかのダウンロードは、この自動複製機器を用いた複製と同列に扱うのが妥当と考えます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について 4著作物等の制限

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

1 [REDACTED]
2 [REDACTED]
3 意見 以下のとおり。

図書館の貸出等に対し、補償金を付与する「公共貸与権」制度の創設について

近年、図書館の本や雑誌の貸出・販売が本等の販売を阻害し、著作者等に被害を与えるという意見があり、これに対し国は基金創設による「補償金制度」を作れ、との意見が日本文芸家協会から提出されているようです。
しかし、図書館の貸出が本等の販売に被害を与えていたという実証はどこにもない。私見ではいくら多くみても数%であろう。欧洲等の「公共貸与権」の趣旨は、本来は国言語作品の保護にあり、図書館被害の救済ではありません。

根拠のない「被害妄想」に基づき「補償金」制度を創設することには、一人の納税者として強く反対いたします。どうか「公共貸与権」を創設しないよう強く要望いたします。

[REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) 及び (46) について

今回の、業界からの著作権法改正要求をざっと読みまして感じたことは、消費者あつてのエンターテインメント業界、という視点が全く抜け落ちている、という点です。
以下、(41)と(46)について、分けて意見を書きます。

1. (41)について

社団法人音楽制作者連盟の要求には反対です。

上記連盟の「法改正を必要とする理由」に、「デジタル方式の録音または録画の機能を有する機器及び記録媒体をそれぞれ補償金の対象とすること」
とあります。これはつまりパソコンも対象になると解釈します。
が、当然のことながら、パソコンを買う人が全てパソコンを使って何らかの媒体に音楽を保存するわけではないので、
これは過剰な要求だと思います。

2. (46)について

私的録音・録画補償金制度の見直し要求には反対です。

(46)では具体的に、「パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ」
も補償金の対象にすべきだと要求されています。
が、「CD-R/RWドライブ」がついている時点では音楽・映像を複製する、
と決め付けることはできないと思うので、
私的録音・録画補償金制度の見直し要求には反対です。

稚拙な表現で申し訳ありませんが、
当方の意見、要求を検討する際に視野に入れていただければ幸いです。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:(37)について

HHVジャパン株式会社の要望を支持し、
我が国においてもフェアユースの規定を望みます。
同社の「法改正を必要とする理由」を全面的に支持します。

昨今の著作権強化の動きは、
消費者及び使用者の利便性を完全に無視しています。
法律の専門家の方々がいくら「利便性も視野に入れている」と言っても、
実際我々使用者側が「無視されている」「圧迫されている」と感じている限り、
それが事実なのではないでしょうか。
もし我々の感覚が誤解に基づくものとおっしゃるなら、
きちんとデータや資料を提示して、
法律に明るくない者にも理解できるように説明していただきたいです。
(もちろん当方も少しずつ著作権に関する本を読むなどして、
努力はしています。)

以上、ご検討くださるようお願いします。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項に対する意見について 4著作権等の制限

1 [REDACTED]
2 [REDACTED]
3 意見 以下のとおり

著作権法38条5項を削除し、公共図書館が映画の著作物を購入するときに支払う
「補償金制度」を廃止する。同時に38条4項の「非営利かつ無料の貸与」の「映画の
著作物を除く」との条文も削除し、他の著作物と映画の同様の扱いとする。

改正理由。

映画については、以前より颁布権があり、権利制限の規程もなかったので、昭和59
年に貸与権が創設されたとき、それとの調整として、この「補償金制度」が出来た。
これは昭和30年代に盛んに行なわれていた図書館等での映画の「公共上映」との調
整の結果である。しかし、昔の公共上映は、フィルムによる上映であり、その経済
的影响も多大なものがあった。しかし、今日図書館での貸出・視聴は、ほとんどビデ
オ: DVDによる個人への貸出・視聴であり、フィルムによる数百人への上映とは、
根本的に次元が異なり、本やCD等との貸出・視聴と全く同様である。

本等の購入に補償金が必要ないなら、ビデオの購入にも補償金は不要のはずであ
る。

それゆえ、こうした昭和30年代の「遺制」である「補償金制度」は廃止し、関係
条文は削除することを強く要望します。

TEL
FAX [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:(80)において国会答弁の政府の見解自体疑わしいので見解を求めるもので(80)においての意見を支持する

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:(79)について著作権の制限事項に「教育や福祉目的による」音楽の特例を設けることに賛成します。
また、特例として創設されることを望みます。今現在著作権法において明確な記載もなくあいまいなままであります。
そのため教育目的福祉目的であっても著作権使用料を取られる可能性があり音楽文化発展のためにも
制限事項を設けてはいかがでしょうか？またこのような規定を設けることにより音楽活動が活発になる
文化発展の見地からも有益であると思われるので(79)につきましては賛成いたします。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[REDACTED]

所属：なし（個人としての意見です）

住所：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）

電話：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）

※もし連絡の必要性が生じた場合は、

本メールの返信先へ御連絡ください。

意見：以下の通りです。

-----意見ここから-----

【4. 著作権等の制限】

「その他」(101) (103) (105)について

(101)には賛成、(103) (105)には反対する。

(101)

インターネットは情報の共有を前提として構築されている。ネット上に掲載された情報は、基本的に誰でも閲覧できるようになっており、その情報を元にネット利用者の知的活動が拡大していくことも少なくない。

しかしながら、一時は掲載されていた情報が後に削除されてしまう場合が意外に多い。情報の共有という観点からは望ましくない事態なのだが、情報の提供者にもそれぞれの事情があるわけで一概に非難することもできない。

そこで、こうした情報をネット上に保存するためにコンテンツを複製することを可能としてほしい。何が何でも複製可能とする訳にはいかないのは判る、インターネットの外で公表されるとともに、ネット上でも掲載される著作物も少なくないのだから。

インターネットでの情報共有を前提に掲載されたものについては、一定の条件のもとで複製を認めてもらし支えないようと思える。そうしたこと尽可能にできる検討をぜひお願いしたい。極端な話、一度インターネットで公開された情報（违法性のあるものは勿論除外する）はずっと参照可能な形になっていることが望ましいのだ。

こうした理由をもって(101)に賛成する。

(103)

楽譜のみが特別扱いを受ける理由はない。また、家庭や教育の場において、権利者の利益を侵害しない範囲で、楽譜の複製が求められる場面は容易に想像される。これらの行為が禁止されるようになれば、文化的生活を阻害されることにもなりかねない。これでは著作権法の目的にそぐわない。

よって(103)に反対する。

(105)

映画の著作物の多くが法人著作となるため、実制作者が権利を得るのは脚本と音楽においてのみとなってしまう。その権利を制限し、製作者が著作物の利用を好き勝手に行なえるようになる要望には反対する。

製作者によって制作者の意に反する利用が決められた際、それに抵抗できるのが脚本家と音楽家である。制作者に残された最後の砦とも言える。著作物の利用に関しては、実制作者の判断に委ねるのが（許諾されても拒否されても）妥当と考える。

もし著作物流通の観点で権利制限を考えるなら、製作者・脚本家・音楽家の許諾権をいずれも報酬請求権に変えてしまうのが平等であろう。その方が「利用促進を図る」ことができる。

よって(105)に反対する。

-----意見ここまで-----

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[REDACTED]

所属：なし（個人としての意見です）

住所：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）

電話：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）

※もし連絡の必要性が生じた場合は、

本メールの返信先へ御連絡ください。

意見：以下の通りです。

-----意見ここから-----

【4. 著作権等の制限】

「図書館に関する制限」

(51)～(61)について

(51)から(56)には賛成、(57)から(61)には反対である。

図書館は知の共有を担う役割がある。所蔵している資料の中には、現在入手不可能のものや、高価なため個人で所有することが困難なものもある。また子供や低所得者などが、高額な代金を要求されないで情報にアクセスできるようにする役割もある。いずれも国民の文化的生活を保障する上で必要な不可欠なものであり、この役割を果たすにあたり必要な行為は最大限に認めていくべきである。

著作権者は、図書館を新たな需要を喚起する機会として捉えるべきであろう。図書館と協力し、図書館の資料をインデックスとして市場へと誘導するようなビジネスモデルを検討すれば良いのだ。そのためには購入しやすい流通の確保が必要となるが。

以上の理由から、現実問題として図書館の運営に必要となる事項については著作権者の権利を制限すべきと考え、(51)から(56)に賛成する。

また、著作権者の保護をするあまり図書館の活動に足枷をはめるような要望、税金から拠出される資料購入代金の一重取りをもくろむような要望(57)から(61)には反対である。

-----意見ここまで-----

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。
なお、提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です

氏所屬所
謂

意見：(37)について
著作権者には被寄を与えず、利用者には利益をもたらすという事を明確にすることは、著作権法の目的である文化の発展に大いに寄与すると思います。
よって(37)の意見に賛成します。

意見：(39)について
自分の所有物を利用目的にあわせて色々な使い方をするというのは、
当然認められるべきであると思います。
その場合いちいち著作権者に許諾を取っていてはとても間に合わない場合もあるでしょうし、
この行為により著作権者の権利を侵害するとも思えません。
よって(39)の意見に賛成します。

意見：(41)について
例えはホームビデオで録画した家族の映像をダビングするなど、
デジタル方式で録画した物が必ず著作権を侵害するとは限りません。
一律にこれらの補償金を廃止すること、また相当額の請求については、
これらの正当な目的も不当としてしまうことになり、
無駄に機器の開発および購入費用の上昇に繋がることも十分に考えられ、
かえって文化の発展を遮る物となる可能性があります。
さらに現状では公正な私的利用の範囲が著しく狭められていると感じられることから、
愛好については受信料なし放題にならないよう注意しつつ、
特に家庭内などの公正な私的利用の範囲をもう少し広げるべきだと思います。
よって(41)の意見には反対します。

意見: (42)について
公正な私的利用について明確に定めることによりこの問題は解消されると思います。
よって(42)の意見には反対します。

意見：(44)について
余りにも規制範囲を広げることにより、
例えばCDドライブのエラーオー訂正機能が違反とされてしまうような
様々な別の問題を引き起こしてしまうことが考えられます。
よって(44)の意見には反対します。

意見：(46)について
公正な私的利用を明確に定義することにより
私的録音補償金制度は必ずしも必要とは言えなくなると思います。
さらに例えばCD-Rは必ずしも私的録音に使われるかというと決してそうではなく、
特に企業内においては企業とのデータの受け渡しが主な用途になります。
私的録音に使うからといって補償金の対象とするというのは実態を把握していないと言えます。
仮に全てのデジタル機器を補償金の対象とするならば、
せめて私的録音に使われなかつた場合に補償金を返還する手続きが
簡便に行うことが出来るような制度を整えなければ
著作権者と利用者とのバランスが全くとれていない事になると思います。
よって(46)の意見には反対します。

意見：(47)について
公正な私的利用を明確に定義することにより
私の録音補償金制度は必ずしも必要とは言えなくなると思います。
デジタル機器が必ずしも私の録音に使われるとは限らないのは明白であり
それにもかかわらず全の権利者金の対象とすることは、
審しく著作権者と利用者とのバランスを崩すことだと思います。
よって(47)の意見は反対します。

意見：(49)について
特に私的録音権徴収金制度は制度と実態が全くあっていいことは明白です。
よって(49)の意見に賛成します。.

意見：(50)について
公正な私的利用を明確に定義することにより、
このような補償金制度は必要がなくなると思います。

よって(50)の意見には反対します。

意見: (78)、(79)について

もつともな意見だと思います。

よって(78)、(79)の意見に賛成します。

意見: (80)、(81)、(82)、(83)、(84)、(85)、(86)、(87)、(88)、(89)について

もつともな意見だと思います。

よって(80)、(81)、(82)、(83)、(84)、(85)、(86)、(87)、(88)、(89)の意見に賛成します。

意見: (90)、(91)、(92)、(93)、(94)、(95)、(96)、(97)、(98)、(99)について

もつともな意見だと思います。

よって(90)、(91)、(92)、(93)、(94)、(95)、(96)、(97)、(98)、(99)の意見に賛成します。

意見: (100)について

もつともな意見だと思います。

よって(100)の意見に賛成します。

意見: (101)について

WEB上に存在する情報はWEBにあるという事実こそが、

この情報を掲載した者が公衆に公開する意志を持って掲載したということに他ならず、

この情報の利用について著作権者にいちいち問い合わせる必要はないと思います。

これはインターネットの慣習に照らし合わせてもごく一般的のことです。

また、利用方法を制限したいのであれば技術的手段によって制限する方法がありますから、

そのようにしたらよいだけだと思います。

よって(101)の意見に賛成します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[4. 開通]

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:(103)について楽譜を例外規定に入れる趣旨には反対です。
何故? 楽譜なのだろうか? 文化発展を鑑みて妥当ではない。学校授業において適用してしまったら莫大なお金がかかるのではないか?

もし、楽譜というもののだけ例外に入るのか? というのは説明責任を果たしていないなんら理由にもならない。

コピーや模写から新たな創作物ができる部分がありその楽譜というものが複製全面禁止になってしまったら創作活動の意欲衰退に繋がりかねず、
禁止にしたあげく創作意欲衰退になってしまいかねないので全面的に(104)について反対です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見:

(46)(47)について私個人としてもゆくゆくは改正が必要な項目であるとは考える。が、現制度が定められた状況に比し「現在のデジタル技術は格段に進み、しかも法改正時には予想できなかつたほど進歩のテンポは速い」という現実を鑑みてまだ発展し続けるデジタル技術の「先を見通した法改正」が可能であるとは考えにくく、即改正、というは時期尚早ではないかと考える。また「私の録音・録画の目的を果たすことができるパソコン」も補償金対象にという指摘もあるが、使用目的どころか細かい部品まで個人で選択できるパーソナルコンピューターが必ずしも指摘する条件を満たすとは考えにくく、法による規制は難しいのではと考える。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:(37)について

(37)のフェアユース規定創設を願います。
現在例外規定として公正利用に関する法律の条文には書かれていますが、全般的に見て権利制限の側面が
日本の著作権法自体強い気がしてならず、著作物の公正利用の元に文化発展を鑑みるのであるのなら
(37)のフェアユース規定創設を願います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【4問辯】」

氏名
所属
住所
電話

○私的使用のための複製について (37) (41) (42) (44) (45)

私的使用のための複製は、作品の長期的な保存や、目的に応じた加工など、利用者に認められた正当な権利です。

しかし今日では、市販されている多くの作品にコピー・プロテクトが施され、保存も加工も困難となりました。これでは、作品の一部を切り出しての引用や、スクラップにしての保管、小型再生機向けの変換、更には媒体の劣化に備えることもできません。

まずは、私的な複製が利用者の権利であることを著作権法で明確にしてください。そして、私的複製を阻害するようなコピー・プロテクトの使用を禁じてください。

著作物は、その保護期間が終了すると公有財産となります。コピー・プロテクトは、公有財産化後の利用における大きな障害にもなります。複製が不可能となった作品の運命は消滅、即ち死しかありません。

作品の鑑賞だけが著作物の価値の全てではありません。著作物は引用や摸倣などを繰り返して長い歴史の中で発展してきた文化です。このような制限は、様々な発展の可能性を喪失させ、誰もが持つらう創作意欲の根を絶つことはにつながるのではないかと私は危惧しています。

○私的録音録画補償金について (46) (47) (49) (50)

近年の著作権法の改正で私的録音録画補償金制度ができました。私的録音録画補償金とは、私的な複製によって生じる著作権者の不利益を補償するために作られた制度であると言わています。言い換えれば、慰謝料、賠償金です。しかし、この賠償請求の根拠が余りにも曖昧であり、国民に対して十分な説明がなされているようにはとても思えません。

私的複製によって、著作権者にいったいどのような不利益が発生するというのでしょうか。私的複製は著作権者の権利を侵害しない範囲で許された利用者の権利です。これにより著作権者に不利益が生じるとは思えません。

商業作品の販売で利益を得ている方々は、私的複製が可能であることを販売機会の損失と考えているように感じます。ただ単純に、目前で勝手に複製が行われている現実を見て、明確な根拠もなく全ての利用者に対して間違に慰謝料を請求しているだけではないですか。これではヤクザや詐欺師と大差ありません。

いかなる複製でも対価が必要であるという考え方であれば、私的複製そのものの否定となり、利用者としては全く容認できません。また、デジタル複製が無劣化であることが強調されていますが、劣化の有無に関わらず個人的な目的的複製で著作権者の不利益が発生するとも思えません。

更に、最近ではコピー・プロテクトが施された商品の普及が進んでいます。複製ができないのであれば、補償する必要など全く存在しません。私的複製を妨害するコピー・プロテクトが合法であるなら、私的録音録画補償金制度は当然廃止してください。

また、徴収された補償金が一部の営利団体にしか還元されないにも関わらず、様々な複製機や媒体に対して課金されている現状は、余りにも理不尽です。複製機や媒体は、営利団体が権利を有する作品の複製以外の用途にも使用されます。この場合、彼らには賠償金を請求する権利など存在しません。

このような制度の何処が文化の発展に寄与するというのでしょうか。それどころか国民による草の根的な創作活動を金銭的に妨害する制度となっています。著作権法には、商品として製造された作品以外は価値を認めないという考え方もあるのでしょうか。

このような不当な制度は利用者として全く納得できません。私的録音録画補償金制度の存在そのものに対する抜本的な改正を希望します。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:(41)及び(46)について

(46)について ■ 私的録音録画補償金の対象機器等の見直し(パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加)

につきましては「反対です」また、色々な団体等の意見があるとは思います但その根拠が説明不十分なのではないでしょうか?徹底されてアナウンスされてなく消費者等の混乱を招く恐れがあると思われる。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【 4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (37)について
日本の著作権法の中で欧米と比較して大きく遅れているフェアユース規定の導入は将来的に利用者が安心して著作物を利用するためには必要なことだと考えます。したがって(37)の意見に賛成します。

意見: (38)について
2011年度に現在のアナログ地上波を停波し、地上波デジタルに転換するといつて盛んにキャンペーンされていますが、現在アナログ番組をハードディスクに録画し、録画した番組を視聴者が様々な形式に変換し個人的に視聴して楽しむことが行われていますが、その便利さを極度に制限するコピー一icensについては例えば個人の利用においてはコピー可、公衆のネットワークへの配信は不可程度の制限でないと非常に利用しづらいものになると考えます。

意見: (46)について
データ用CD-R/RWやCD-R/RWドライブは汎用的にデータを扱うものであり、またハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤーは汎用データの保管にも利用します。音楽の視聴にしか用いない音楽用MP3ならともかく汎用データ機器や汎用データの保管にも利用するハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤーに対して私的録音録画補償金を払わなければいけないのかその理由がわかりません。したがって(46)の意見に反対します。

意見: (49)について
私的録音録画補償金制度については録音のみまたは録画のみを行う様に設計された機器にのみ適用すべきであり、汎用性を持つ機器にまでこの制度を適用するのは音楽業界に過剰の保護を与えるだけだと考えます。

意見: (50)について
私の利用のためにスキヤナーやスキヤニング機能を備えたデジタル機器について出版社が保証金を受ける理由が不明です。
したがって(50)の意見に反対します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (41) 及び (46) について

4. 著作権等の制限
(41) 著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというもの

及び
(46) 私的録音録画補償金

(41) は著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというものである。

しかし私的複製の範囲は制限すべきではなく、むしろ緩和するほうが良い。なぜなら、それによって良い作品の流通が促進され、むしろ購買意欲を増加させることにつながるからである。

優れた作品が安価で提供されている場合には、私的複製にあきたらず視聴者はオリジナルを購入する意欲が湧くだろう。

参考URL)
http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2004/10/2004_04_01.html

(46) は私的録音録画補償金の問題である。

私的録音録画補償金は本末転倒である。

オリジナル作品の価値を高めたり、その流通に与する可能性が低い。作品価値とは無関係なところで、均一に補償金を巻き上げることで、価値のある作品が評価されず、価値のない作品にカネを支払う危険性が出てしまう。
そのため、著作物の本来的な価値を隠蔽してしまう危険性がある。
これは著作者・消費者いずれに対しても非常な不利益となる。

参考URL)
http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2004/10/2004_04_4.html

従って(41)と(46)に私は反対する。

JASRACは我々から音楽を聴く喜びを奪おうとするハイエナである。

「消え失せろ！」

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (37) について

4. 著作権等の制限
(37) フェアユース規定

「フェアユース規定は、権利の濫用に対抗するだけでなく長期的には権利者の創意工夫を助ける規定でもあるのです」という参考URLの意見に同じです。欧米に準じたフェアユース規定を作つて欲しいと思います。

著作権者・消費者のみならず、著作権接権保持者にとっても、そのような規定があれば、有利だと思われます。

つまり、優れた著作物についてフェアユースが行われることにより、宣伝効果となるため、宣伝費用の軽減につながります。これは前投資が不要なので、前投資効果に繋がっています。

従つて、(37)に賛成します。

参考URL)
<http://publiccomment.seesaa.net/article/725942.html>

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37)について

賛成です。

フェアユースを規定せず、あいまいなまま放置していることから、権利者側の主張ばかりが声高に叫ばれる異常な状況に陥っていると考えます。一般国民の常識的な範囲内を逸脱しないよう、利用者側、権利者側双方で意見を出し合い、慎重なすり合わせを行った上で、合理的なフェアユースを規定すべきです。

現在、フェアユースが規定されていないために、どれほどのビジネスチャンスが失われ、文化の発展も阻害されているかを考えると気が遠くなります。

(37)の各要望で掲げられている改正条項および内容としては、HMVジャパン株式会社、知財系LOG運営者会議、社団法人 日本印刷産業連合会、ロージナ茶会のものを支持します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (44)について

反対します。

DeCSSのようなソフトウェアは必ずしも複製のために利用されるものではありません。これが違法となるような基準変更は認めることができません。

また、権利者が明示的に「複製を許可しない」という意志を表示する「信号」を含める、それを「除去または改変すること」が違法となる、というのは非常に明確な基準です。この要件を外してしまうと、汎用的な技術さえもが違法とされてしまう可能性が大きくなり、ソフトウェア技術の発展の妨げとなることは明らかです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名
所属
住所
電話番号
意見: (41)

反対します。

私的複製の目的の範囲が「個人」に限ることは、利用者として到底納得できません。個人的に複製した音楽をiPod等で持ち歩き、それを他人に聴かせただけで違法とされるなど、問題が多すぎます。

現行の条文にある、「私的利用」を合理的に解釈する限り、「個人、および家族、またはそれに準ずる知人」を範囲とするのが正常な感覚と思えます。これはフェアユース規定にきちんと明記すべきです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名
所属
住所
電話番号
意見: (43)について

反対します。

コンピュータの知識が少ないユーザが、それと知らずに「私的利用」用の複製情報を外部から見える状態のままインターネットに接続してしまうケースは少なくないはずです。これが違法となる可能性があるのであれば、活発なインターネットの利用を萎縮してしまうでしょう。それは、インターネットのビジネス、文化の可能性を潰してしまうことにはかなりません。

Private :

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (46) および (47) について

強く反対します。

一方でコピー・プロテクションを施しながら、不可能であるはずのデジタル録音

についてはその録音機器から捕獲金を取る、というのは、明らかに不合理です。

また、日本レコード協会によるデータ用CD-R/RWへの音楽録音の実態調査の調

査方法や結果の導出過程などを見る限り、わかるはずのないことを無理に都合の

良い結果を出すための「まず結果ありき」の調査でしかなく、まったく科学的で

はありません。それを根拠に汎用のメディアや情報機器を捕獲金徴収の対象とす

ることなど、到底納得できません。

そもそも、パソコンなど汎用機器を録音捕獲金徴収対象にするなど、論外です。

理由は、「汎用」であるため、です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (77) について

強く反対します。

非営利・無償の上映は、著作権法の精神である「文化の振興」を目的とする場
合において、権利の制限を受けることは当然です。権利者は文化の担い手である
という自覚を持つ必要があるのでないでしょうか。

Private: [REDACTED]

Private: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (78) および (79) について

- (78) 「機器」には、ソフトウェア等の無形の「機能」も含まれると解釈し、(78)のような権利の制限が規定されることについて賛成します。
- (79) 賛成します。文化の振興に寄与する上演、演奏、口述に対して請求権を行使できることは、著作権の精神に反します。
- [REDACTED]
- [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (90) および (91) および (92) および (94) について

強く賛成します。
コンピュータシステム内で短い時間保持される情報について、著作権を制限すると明記されることは必要です。
ソフトウェア、ハードウェア技術を開発する際に、これらの短時間保持される情報が著作権を侵害するのではないか、という懸念のもとに、余計な時間やコストをかけて調査や対応を行うことが現実に存在します。これは、コンピュータを利用して発展する文化の阻害要因となっています。

Private

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (78) および(79)について

(78) 「機器」には、ソフトウェア等の無形の「機能」も含まれると解釈し、(78)のような権利の制限が規定されることについて賛成します。

(79) 賛成します。文化の振興に寄与する上演、演奏、口述に対して請求権を行使できることは、著作権の精神に反します。

Private : [REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37)について

著作権法第1条で、『この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。』と定めています。
フェアユース規定は、権利の濫用に対抗するだけでなく長期的には権利者の創意工夫を助ける規定もあると考えます。
よって(37)フェアユース規定は必要であると考え、導入を切に要望します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:(40)(41)(42)(43)について
(40)(41)(42)(43)で要望されている除外規定に反対します。
「個人的に使用する場合」と、それ以外の使用を、誰が、何時、如何なる方法で判断しようというのでしょうか。
むしろ(37)にて提言されている「フェア・ユース(公正な使用)」の概念を改正著作権法に明記し、(40)(41)(42)(43)のような著作権の利権化から著作物の利用者を守ることこそ、知財立国の名に相応しい著作権のあり方だと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (41)、(46)および(47)について
文化庁長官官房著作権課法規係 御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明いたします。
私的使用のための複製の範囲を個人に限定することに反対します。
反対理由
日本の音楽産業における著作権者は、既に再版価格維持制度や、輸入権などに代表されるように、世界でも類を見ない程、強力な保護下にあると考えられます。これらの保護結果、日本の音楽CDの販売価格は世界一高価、という現実を生み出しています。
にもかかわらず、消費者にさらなる不利益となる著作権法第30条1項の私的使用のための複製の範囲を狭くすることとなる(41)、(46)及び(47)という要望が提出されています。
音楽の私的複製を個人に限定する要求は、たとえば、友人との音楽テープやCDの交換などの貸し借りによって好きな音楽の幅が広まっていく、という実態を無視したものです。もちろん、著作権者に無断で、楽曲ファイルをインターネット上にアップロードすることは犯罪です。しかし、こうした心無い一部の者と一般の音楽愛好家を等しく扱い、いたずらに私的複製を制限することは音楽文化を破壊するものと考えます。
音楽や文学、絵画などに代表される芸術作品は、商品としての側面だけではなく、文化として広く国民が親しむべきものもあるという公共性も強く存在するはずです。良い作品をより多くの国民が、出来る限り自由に触れることが出来ない状況で、世界に恥じない作品を作ったり、それを正当に評価することが出来るとは思えません。
「創造のサイクル」を健全に維持しようと努めるのであれば、まず芸術作品を消費者の利便性が高いように提供することが、芸術に関わる企業や個人の果たすべき責務であり、著作権者の権利はこれと対になって語られるべきものだと思います。
消費者に一步的な不利益を要求する要望を受け入れることは、関連する産業の発展も、消費者である国民の幸福も、達成することができるとは考えられません。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名: [REDACTED]
所属:
住所:
電話番号:

意見: (37)について
著作権法第1条で、『この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に關し、著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。』と定めています。
フェアユース規定は、権利の濫用に対抗するだけでなく長期的には権利者の創意工夫を助ける
規定でもあると考えます。
よって (37) フェアユース規定は必要であると考え、導入を切に要望します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名: [REDACTED]
所属:
住所:
電話:

意見: (41) 及び (46) について

4. 著作権等の制限

(41) 著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというもの
及び
(46) 私的録音録画補償金

(41) は著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというものである。

しかし私的複製の範囲は制限すべきではなく、むしろ緩和するほうが良い。なぜなら、それによって良い作品の流通が促進され、むしろ購買意欲を増加させることにつながるからである。

優れた作品が安価で提供されている場合には、私的複製にあきたらず視聴者はオリジナルを購入する意欲が湧くだろう。

参考URL)
http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2004/10/2004_04_01.html

(46) は私的録音録画補償金の問題である。

私的録音録画補償金は本末転倒である。

オリジナル作品の価値を高めたり、その流通に与する可能性が低い。作品価値とは無関係などところで、均一に補償金を巻き上げることで、価値のある作品が評価されず、価値のない作品にカネを支払う危険性が出てしまう。
そのため、著作物の本来的な価値を壊滅してしまう危険性がある。
これは著作者・消費者いずれに対しても非常な不利益となる。

参考URL)
http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2004/10/2004_04_4.html

従って(41)と(46)に私は反対する。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中[2. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します

氏名: [REDACTED]
所属: (会社名)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) 及び(46)について

(41) 及び(46)については、海外において如何なる金銭的な収入を得ない私的用途においての複製が認められているのに、何故日本においては同様な用途において、同じ物、ましてや合法的に金銭を支払ったにも関わらず同様な権利が認められないのか理解できません。

従つて(41)及び(46)について反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: [REDACTED]

まず最初に。
提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

(46) 私的録音録画補償金の問題です。

(46) において関係団体が

・私的録音録画補償金の対象機器等の見直し (パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加)

といった要望を提出しているが、これは汎用機器を録音録画補償金の対象に含めることにより全国のPCユーザを威嚇しているとしか思えません。

私は映像制作業をしておりますが、今回の対象機器 (パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW) を主な用途として、自分たちで作成した巨大なファイルの受け渡しに使用しております。映像制作においては1枚のDVD-Rでなら収まりきらないデータ量という事もあります。音楽の複製で2億枚以上のCD-Rが使用されたとありますが、実際にはデータ用として2億枚以上は軽く費やされているはずです。何故、『仕事のデータを格納する為の媒体を買うお金』がJASRACに無理矢理巻き上げられなきゃならないのでしょうか?

そういう事も考えずに権利を振り回されると、今回のJASRACをはじめとする他の権利団体が提出された要望は、
・CCCD適用という大失態の損失分を一般消費者から強引に巻き上げようとしている。
・結局、利用する側の事よりも自分達の利益しか考えていない。
と思われても仕方ないでしょう。

CCCDは売れ行きが悪いので廃止します。今後複製するなら媒体からもお金を巻き上げます。たとえ、その媒体が音楽の複製を目的としなくとも。

何ですか? これは。このような訳のわからない権利の強化が普通に通ってしまうのですか?
輸入盤規制の件といい、音楽離れがよりいっそう進む気がしてなりません。音楽を守るべき団体が、音楽を愛する人達を無視し、自らその首を絞めている事にいい加減気付いて欲しいものです。

したがって、私は(46)には断固反対です。

文化の発展からは、ほど遠い法律になってしまわぬよう心より祈ります。
乱文にて失礼致しました。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中[4. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します

氏名: [REDACTED]

所属: (会社名) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (46)及び(47), (49)について

(46)及び(47)は私的録音録画補償金の問題です。

現在の私的録音録画補償金は、(ア)著作権の付いた音楽やテレビ番組等の録音・録画に対象機器を用いなくとも権利者団体へ間接的に上納金を納めさせられる一方、(イ)私的録音録画補償金の対象となる機器を購入して権利者団体へ間接的に上納金を納めたからといって、多数説によれば企業内コピー等が適法にならないという問題があります。(ア)の問題(すなわち、私的録音録画に用いないのに補償金を上納させられる)は、汎用機器を録音録画補償金の対象に含めることによりさらに拡大します(例えば、データ用CD-Rの主要な用途は、特にオフィシャルユースに関していえば、なおも自分たちで作成した巨大なファイルの受け渡しです。最近はフロッピードライブのないパソコンが増えたこと、セキュリティの関係で添付ファイル付きのメールをばくとろが増えてきたので、このような用途でCD-Rを使用する機会が増えています。)。また、(イ)の問題があるため、録音録画補償金の対象となる機器を企業ユーザーで購入した場合には、まさに「お金は上納させられるは、複製は禁止されるは」で典型的な「やらずぼったり」状態に陥ることになります。このような「ハイコスト・ノーリターン」の強制を汎用機器にまで拡張されるのでは、権利者団体と機器購入者との間の利益バランスが権利者団体側に傾きすぎているといわざるを得ません。

(49)は私的複製を技術的に規制しておいて、その私的録音録画金の配分を得るのはある種の詐欺とも言えますので、この保証金を分配しない制度が必要だと思います。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:(40)(41)(42)(43)について

(40)(41)(42)(43)で要望されている除外規定に反対します。
「個人的に使用する場合」と、それ以外の使用を、誰が、何時、如何なる方法で判断しよう
というのでしょうか。

むしろ(37)にて提言されている「フェア・ユース(公正な使用)」の概念を改正著作権法に明記し、(40)(41)(42)(43)のような著作権の利権化から著作物の利用者を守ることこそ、知財立国の名に相応しい著作権のあり方だと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【④. 関連】

10/20, 23:35に送信しましたメール本文に誤りがありましたので、再送いたします。
《誤》 4-3 (89) → 《正》 4-5 (89)

- ①氏名 (敬表)
②住所・電話番号
③意見
4-5 (89) に賛同し、著作権法の改正を要望します
～

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【9. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37) フェアユース規定の創設について

(37) フェアユース規定の創設について賛成する。

- ①現行の著作権法はいわゆる【権利者側】に偏りすぎている。
②文化庁が想定する【権利者】と実際の著作権者は、別のモノである。
②-a. インターネット掲示板へ投稿された文は、著作権法で定められた著作物である。インターネット掲示板の投稿者は、著作物であるはずの自分の発言が転載、改編されても文句は言わない。そのような権利行使は自分の発言の場所を失うことを知っているからだ。
②-b. 掲示板のLogは、時間とともに消えていく。長期間に渡る議論の場合、初期のLogは、その大半が失われる。その事態を回避するためには、Logの保存・再公開が必要であるが、現行の著作権法の除外規定では、そうした項目は設けられていない。がしかし実際にはLogの保存・再公開は普通に行われている。
②-c. しかし、掲示板投稿者が、著作権を放棄しているからではない。それは、掲示板へ投稿の著作権の所在について争われたホテル・ジャンキーズ・クラブ事件にも明らかである。
②-d. インターネットが広く普及し、インターネット掲示板がコミュニケーションの舞台となった現代では、著作権者はあらゆる人間ことである。大部分の著作権者は望んでいるのは、報酬請求権では無く、自分の意見を発表する場を持つことである。
③法律というものは公共のものであるはずだが、②に示した例のように、現行の著作権法は、一部業者のためにしかなっていない。
著作権法が想定する【権利者】と実際の権利者は別のものである。その齟齬が法律の空洞化を招いている。②に示した事例のように、現行著作権法下の日本では、誰もが訴えられかねない状況にあり、しかもそれが放置され続けている。これは異常な事態である。
④この事態を解決するために、フェアユース規定の創設が必要である。
以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4: 開述】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41)及び(46)について

著作権等の制限について。

(41)、及び(46)の趣旨について反対の意見を提示させていただきます。

(41)後段及び(46)について、問題視されているCD-Rの普及を始めハードディスク等の時期記録装置が大容量化しており、かつまた(41)の指摘の通り音楽・映画等が録音及び録画に多用されているのは事実と考えます。

しかしながらこれらの大容量メディアは生活のデジタル化、IT化の中で必然的に生まれてきたものであり、音楽や映画を録音すると言う目的のもとにのみ開発され流しているものではありません。

日本レコード協会の発表で半年間に一億二千万枚のCD-Rが音楽の複製に供されたと言うデータがありますが、同期間に国内で流通したCD-Rのうちどれだけのバーセンテージに相当するかは明白ではありません。たとえこれがCD-R流通の全般の0.05%程度に過ぎないとしても、同趣旨であれば著作権者は残る全てのメディアを補償金の対象とすることが出来ることになります。

原則的にライツワーンスであり内容を証明できるCD-R (DVD-Rも含む)でもこのような状態であり、まして内容の書き換えが可能なHDDやCD-RW、DVD-RW等に関しても、原則的に「音楽や映像の録画録音に使用していない」、又将来において使えない事を証明することは出来ず、全ての大容量記録メディアについて、補償金の支払いをユーザーとして拒否することは原則的に不可能です。

このような「疑わしきを罰する」式の権利を、しかも法令にすらよらず第三者団体に一意的に付与すると言う事は、補償金の多寡に問らず著作権保護の域を超え、法益の均衡を狂わせるものです。

音楽・録音とは全く無関係な用途に供されるであろう大部分の上記各種メディアの流通を阻害するものであり、さらには第三者団体による適用範囲の変更を認める事は、その適用が恣意的・作戦的となる可能性を排除する事が出来ない以上認めるべきではないと考えます。

上記の事由より、私は(41)に反対の意見を提示させていただきます。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(37)に関して

いわゆるフェアユース規定の導入には、妥当性があると考える。
権利者側の権利強化とこれに基づいた技術開発により、学術研究における資料の収集、アーカイブにおける保存のための複型などの場面においてさえも、著作物の利用が事実上妨げられる状況を生み出す可能性がある。
今後の知的活動の活性化の基礎を維持するためにも、一定程度の一般的権利制限規定の存在が不可欠ではないか。

(42)(43)に関して

私の使用目的複製に関する権利制限範囲の縮小には反対である。
欧米におけるAppleのiTunes Music Storeの成功に見られるように、不正な複製蔓延は、適正な流通形態が提供されていないことによる影響も大きく、権利制限範囲には、適正な流通形態が提供されていないことによる影響も大きく、権利制限範囲による原因を求めるのは不適当ではないか。まず、各コンテンツ流通業界による、適正な流通形態の確立こそが先決であろう。

(51)に関して

図書館間相互貸借で借りた図書等の借りた側の図書館において複写することを権利制限の範囲に含めることに賛成である。
事実上、図書館は各館単独で存在するものではなく、ネットワークを形成した複合体として機能している。権利制限規定を単館の範囲に限定することには無理がある。

(52)に関して

官公庁（独立行政法人等も含むべき）作成の資料の全部複写の提供の実現に賛成である。
公的機関が作成する資料、情報は、例えその著作権が国あるいは各地方公共団体に属していたとしても、公共のものであり、できるだけ多様な方法でその幅広い共有化が図られるべきである。特に、刊行から時間が経過し、実物の入手が困難となった資料については、このような措置が広く実現されることを望む。

(53)に関して

病院図書館（室）、点字図書館（室）、企業図書館（室）における複写を、一般的な図書館における複写権利制限と同様に扱うことに賛成である。
病院図書館は、患者・医師双方に的確な情報を提供する機能を果たすことが求められており、公共性も高い。こうした権利制限は妥当ではないか。点字図書館の公共性はいわばもがなであろう。

また、企業図書館についても、公共性の高い施設はかなりの数存在している。学術研究の促進の面からも、権利制限範囲の拡大が求められる。

(54)に関して

図書館等に設置されたインターネット端末からのプリントアウトを権利制限の範囲に加えることに賛成である。
インターネット上に存在する情報は、様々な面で公共性の高いものが増加しているにも関わらず、必ずしも誰でもが利用できるものとなっていない。図書館等がインターネット上の情報の利用の場を提供し、必要な情報をプリントアウトして持ち帰ることを可能にすることで、多数の、いわゆる情報弱者に、多様な情報へのアクセスの可

能性を開くことになる。

(55)に関して

「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存のための複型を権利制限の範囲に加えることに賛成である。

平成15年度時の「文化審議会著作権分科会」の提言を誠実に履行していただきたい。

(57)(58)に関して

図書館における複型に関する権利制限の範囲の縮小には反対である。
まず、商業目的の調査研究を目的とした複型を、安易に排除することには反対である。資本やノウハウを持たない起業家の卵に対する支援の芽を潰すばかりか、不況にあえぐ中小企業の活動をさらに制限するものにしかならないのではないか。

著作権管理事業者の活動を促すのであれば、管理事業者の乱立による混亂状況を何とかするのが先決であり、その上で、合理的な解決手段を検討すべきではないか。また、事実上、著作権者が不明である龐大な資料群の存在が無視されており、大きな問題がある。

同様に、図書館における複型の範囲を図書館内の利用者に限定することにも反対である。図書館の利用はすでにインターネットを通じて、ネットワークを通じたものに広がっており、建物内部にいる／いないを判断の基準とすることに合理性はない。

(61)に關して
図書館における複製に対する補償金制度の新設には反対である。
学術出版物が短期間で絶版となる現状では、事実上、複製以外には必要な文献の入手が困難なケースも多い。「購入の代替」という点を指摘するのであれば、必要な文献が購入できない問題をどう解決するのかを検討するのが先決であろう。
また、各図書館における資料購入予算の減額が続く状況で補償金制度を導入すれば、さらなる予算減額により、図書館が購入できる資料はさらに減少し、市場としての図書館が失われる可能性にも配慮すべきではないか。

(80)(81)に關して
いわゆる貸与権に關しては、図書館法第28条に基づく「対価」等、あるいはより広く「営利・無効」「非営利・有効」の図書館等による貸与に關しては適用除外とすることに賛成である。
このままでは、私立大学図書館を含めて、企業やNPO等が運営する私立の図書館は全てこれまでの活動を継続できなくなる可能性が潜在的に残されたままとなってしまう。国内の学術研究等に大きな悪影響を及ぼす可能性がある。早急に適用除外の明確化を実現すべきではないか。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【④. 関連】

- ① 氏名（職業）
[REDACTED]
② 住所・電話番号
[REDACTED]
③ 意見
4-3(53)に賛同し、著作権法の改正を要望します
～ [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開延】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(46)についてですが、そもそも誰として「消費者の私的利用の範囲において、音楽データ等のコピーが許可されており、それによって権利者が損害を受けることを考慮しての私的録音録画権償金であるはずです。」

しかしながら、昨今、権利者側はCCCDに見られる通り、消費者の私的利用である範囲でもコピーを認めないというスタンスを事実上とっています、「コピーはさせないけどコピーに使用される」媒体から保証金を取るという点は明らかに矛盾しています。そのような現状において対象機器を追加するというのは消費者を愚弄しています。

従って、(46)に反対します。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開延】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (9.8) (9.9)について

著作権法第20条の同一性保持権を、「改変された著作物が閉鎖領域内に留まる場合」は著作者人格権の侵害とみなさない事を明文化してください。
特に、事前に内容の確認がほぼ不可能で、しかも返品が出来ないゲームソフトにおいて、製作者とユーザーの美学の違いから生じるストレスは、時に悲劇的な結果を生み出す事があります。
(しかもユーザーの声を無視する製作者が相手だともう……)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁官房著作権課 法規係 御中[4. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: (会社名) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (77) について

(77)は、要するに図書館等で映画等が無償で上映されるのはけしからんから禁止しちゃうというものです。しかし、著作権法の究極の目的は「文化の発展に寄与すること」であって、著作者等の権利の保護を図ることはそのためのと、そこで、一部の富裕層だけが著作物を享受手段すぎません。そして、一部の富裕層だけが著作物を享受できない階層に生まれた者は著作物を享受できないと、いうのでは、新・貴族文化の発展に寄与することはできません。全国民を巻き込んだ文化の発展には寄与することができます。

従つて (77) には反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属 (会社名・学校名等又は職業): [REDACTED]

住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(46および(47))についてです。
正当な手段で入試でない(CDであるならばきちんと代価をはらって購入していない)場合は、当然私的録音・録画補償金をはらうべきだと思われます。

しかしながら、
パソコンコンピュータ(これ以降PCと記述します)に接続可能でCD再生機能付も併せ持つ周辺機器(CD-Rドライブ等)およびCD-R等の書き込みに使用するソフトウェアについて、「私的録音・録画補償金」をその周辺機器の購入代金に上乗せするのは、公平性を欠くと思われます。
これらの周辺機器およびソフトウェアを使用しているすべての人が、必ずしも他人の著作物を複製する目的に使用しているとは思われませんし、またその証明も公的な資料としてまとめられておりません。
一部に、これらの機器で私的複製が行われた枚数とされる数字をあげているような意見も存在しますが、調査がどのように行われたか公開されておらず、また有識者を含む第三者によって、その調査方法および結果が妥当であるかの検証もなされていません。

通常の機器(PCに接続できない通常のCD-R/CD-RW)と異なり、これらの機器およびソフトウェアは音楽などの著作物の複製よりも、PCのデータバックアップ等に使用される目的が主たるものです。また、音楽CDを複製したとしても、自分が正当な代価を支払って購入した音楽CDであれば、バックアップしたCDも自分が保持し自分しか使用しないであれば、特に現行法にふれることはないと思われます。

一律で「私的録音・録画補償金」をその周辺機器の購入代金に上乗せするのは、大多数が違法コピーを行い、個別のケース一件一件に対応不可能な場合であると公的に調査結果がで初めて許されることではないかと思われます。

これらの機器を自作の著作物を作製するためだけに使用している人がいる場合、一律で「私的録音・録画補償金」をその周辺機器の購入代金に上乗せすると、その人物は一度「私的録音・録画補償金」を支払うことになりますが、複製しているのは自作の著作物だけになりますので、そもそも「私的録音・録画補償金」を払う必要がないのに、支払っていることになります。

JASRACの様な著作権管理の団体に委託せず、個人で自作の著作物を管理してするような人物がいる場合、その人物に対してこの私的録音・録画補償金の再配分は行われるのでしょうか? 現時点ではJASRACの様な組織が著作権管理を代理で請け負うような巨大組織に著作権管理を委託しないかぎり、その人物は一度「私的録音・録画補償金」の恩恵をうけていないと思われます。

結局、「私的録音・録画補償金」の恩恵を受けるのは、全体の著作権者ではなく一部の著作権者になり、その点でも公平を欠くと思われます。

むしろ、現行のような「私的録音・録画補償金」が本当に、著作権者にとって本当に有益であるあるのか、必要であるのかという点を考えるべきだと思われます。
すべての著作権者が、その著作物が私的複製された数に比例した金額を、JASRACのような組織に委託しないでも受け取れるような仕組みにすべきであり、そうでないような「私的録音・録画補償金」は、むしろ一部の著作権者の権利のみの保護しか行わない制度であり、その必要性に疑問を感じます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について

(1) 氏名: [REDACTED]
姓氏: [REDACTED]
(2) 住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3) 意見:

文化庁長官房著作権課 法規係 御中[4. 開進]

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します

氏名: [REDACTED]
所属: (会社名) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
号
電話番号: [REDACTED]
意見: (44) について

(44)については、著作権法第2条1項20号が「著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは画像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるもの」という要件を設けたのは、規制対象の明確化を図ったものです。技術的保護手段の回避を専らその機能とする装置等の公衆への損害等や、業として公衆から求めに応じて技術的保護手段の回避を行う行為が刑事罰の対象とされている以上、罪刑法定主義の観点からも、規制対象たる「技術的保護手段」を明確に規定する定義することは必要です。また、社团法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見をみると現行法では特定の「プログラム」に反応する信号は保護されないかのように見えますが、特定の信号に反応する「プログラム」が組み込まれたコンピュータはここでいう「機器」にあたると解されており、社团法人コンピュータソフトウェア著作権協会の意見は前提を開設しています。また、技術的保護手段の定義を(44)の求めるように改正した場合には、「回避」等の定義も変更せざるを得ず、例えば、パソコンのOSのCDドライブを制御する部分においてエラー情報を訂正し、CD等の表面に細かい傷がついていたとしてもCDドライブが異常動作しないような機能を組み込んだ場合に、これが違法とされる虞もあります。（一部のレコード会社が採用したODS-200方式のコピー制御技術は正に、CDにエラー情報を混入してパソコンのCDドライブに異常動作を行わせることによってパソコンを使ったコピーを制御しようというものだったので、あながち犯禁ではありません。）。今後コピー技術は進化、多様化することはあろうかとは思いますが、それに対しては、ソフトメーカーと機器メーカーと消費者団体とが協議をして、法的に保護するに値するということについて意見の一致を見たコピー技術について、それが「技術的保護手段」の定義に合致するようにその都度法改正をすれば足り、また、罪刑法定主義の観点からはそのような手続きを踏むことが望ましいと言えます。したがって、私は(44)の意見に反対します。

(37) 「公正使用（フェアユース）の規定など一般的権利制限規定の導入」について

賛成です。

どのような規定がいいのか、具体的には述べられませんが、フェアユースを導入することについて、前向きに検討して頂きたい。

(38) デジタル時代に対応した一般的な権利制限規定の導入

賛成です。

(39) 「私的複製について、自己の所有する出版物等から自己の用に供するための複製（営利用を含む。）を行うことに対する著作権等の制限」について

賛成です。

所有している出版物を、自己使用のための複製ができないのはおかしい。
複製物の売買などを行わない場合においては、認めるべき。

(40) 「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複型機器による私的複製に対する著作権等の制限の例外を、出版物から著作物が複製される場合にも適用する。」

反対です。

書籍・雑誌の複製に関する管理事業者はいくつかあるものの、管理著作物の出版物全体に占める割合はごく少数に過ぎない。

また、管理事業者にそのような事務処理に対応できるだけの力はない。

現状で附則第5条の2を廃止した場合、利用者は許諾を得ることができず、実質的に私的複製が全く行えなくなる状況になってしまいます。

書籍・雑誌に貸与権を適用したにもかかわらず、集中処理機構が不整備なため実質的に書籍・雑誌の貸与が禁止されてしまうとの同じ事態に陥ることは火を見るより明らかである。

現状においては時期尚早である。

(41) 「私的複製に対する著作権等の制限について「個人的に使用する場合」に限定」

反対です。

その必要はありません。

(42) 「私的複製に対する著作権等の制限について「著作者の正当な利益を不当に害する場合」を除く。」について

反対です。

「正当な利益を不当に害する場合」が非常に曖昧なので、権利者によって正当な私的複製が阻害される恐れがあるため。

(43) 「私的複製に対する著作権等の制限について「権利侵害物であることを知りながら行う場合」を除く。」について

反対です。

家庭内にまで監視の目を行き渡らせることのできる権限を権利者に付与した場